

日本劇作家協会の役員・会員・職員、または協会の委託を受けて業務を行うもの等がセクシャル・ハラスメントを行った。

その行為が、  
協会の業務に**関連する**場合

その行為が、  
協会の業務に**関連しない**場合

### あなたが被害者本人の場合

こちらから申告してください。

↓↓↓

【ご本人用】

**セクシャル・ハラスメント申告フォーム**

※事務局長が受理します。\* 1 \* 4  
※すぐにはご返信できないことがある旨、ご理解ください。



### あなたが第三者の場合

こちらから申告してください。

↓↓↓

【第三者用】

**セクシャル・ハラスメント申告フォーム**

※事務局長が受理します。\* 1 \* 4



被害者本人も調査を望んでいる場合

協会には措置を講じる権限がなく、申し出を受け付けることができません。

セクシャル・ハラスメントの実情を把握し、防止策を検討するための参考資料として提出したい場合

会長は、弁護士等に調査を依頼します。\*2

※協会の会長・理事・役員・職員、及び担当部署の会員等が調査に加わることはありません。  
※弁護士等から、関係者に対し、聞き取りを行います。

会長または理事は、申告された内容に基づき、必要な措置を講じます。

※客観的な事実の証明ができない場合、第三者から見て、セクシャル・ハラスメントに該当すると思われる行為をしたことに対する注意喚起に留まります。

理事会は、調査結果に基づき必要な措置を講じることを決定します。

匿名の情報として受け取ります。

こちらから情報提供してください。

↓↓↓

**セクシャル・ハラスメント  
情報提供フォーム**



※お寄せいただいた案件について、協会として何らかの措置を講じることはありません。

※受け付けた匿名の情報は、会長及び理事会に報告の上、担当部署が管理いたします。  
※受け付けた匿名の情報は、勉強会などで、資料として使用されることがあります。

### 【無料電話相談の御案内】

日本労働弁護団が行う無料電話相談

★ホットライン（全国）

03-3251-5363

03-3251-5364

曜日：(月)(火)(木) 時間：15時～18時

曜日：(土) 時間：13時～16時

※土曜は03-3251-5363のみで受付

★女性のためのホットライン  
(女性弁護士が対応)

03-3251-5364

曜日：第2・4水曜日 時間：15時～17時

その他の地域及び詳細はサイトをご覧ください。

<http://roudou-bengodan.org/>

### 【有料相談に応じる弁護士の紹介】

日本劇作家協会の会員本人が、自らの受けたセクハラ被害について、専門の弁護士に自ら相談料を支払って相談をすることを希望する場合、日本劇作家協会の事務局長宛に御相談ください。事務局長から日本労働弁護団事務局に連絡し、弁護士の紹介を受けるよう手配します。

(相談料については、紹介された弁護士と会員本人との間で直接協議してお決めください。)

協会の会員は、被害者本人であるかどうかに関わらず、第22条第2項所定の代議員総会の特別決議によって、協会の業務に関連しないセクシャル・ハラスメントを根拠に、役員としての適性の欠如を指摘し、協会の役職の解任等を求めることができます。その際、セクシャル・ハラスメントに該当する事実の証明は、会員ご自身の責任において、行っていただくこととなります。

※ハラスメントに該当する事実の証明には、加害者側も含む関係者へのヒヤリングなど客観的な調査が必要となりますが、日本劇作家協会には、協会の業務に関連しない事案についての調査検討を行う権限がありませんので、ご理解ください。

\* 1 万一、事案に事務局長が関連している場合は、「フォーム適用外のハラスメント申告」という件名で、[office.playwrights@gmail.com](mailto:office.playwrights@gmail.com) まで、申告フォームの設問内容にそってご連絡ください。

\* 2 会長に報告するのが適当ではない場合には、事務局長から複数の理事に報告されます。理事のなかに知られたくない人がいる場合、被害者はその旨をお知らせください。

\* 3 各手続に関与した者は、理事会として公表することを決定した事実以外の事実について守秘義務を負い口外してはならないこととします。

\* 4 聞き取りを行い、申告内容を確認した上で受理する流れになります。聞き取りは原則として臨床心理士など第三者の専門家に委託します。